

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。
「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

- ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。
- ※ 令和4年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」、「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 月額	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
30歳	30年	2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済活動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は年率2.94%です。

○新規加入者の声



丸野 智章さん・真伊さん（末吉町南之郷）

丸野さんは、現在ご夫婦で甘藷14ha、大根1ha、ジャガイモ40aを栽培し、農業経営をされています。農業者年金には令和4年の12月にご夫婦で加入されました。近所の農業委員と推進委員の勧めもあり、将来の備えになると思い加入したと教えてくださいました。

○農業者年金受給者の声



高岡 俊彦さん（末吉町南之郷）

高岡さんは、昭和53年から養鶏農家（ブロイラー）としてご夫婦で農業経営されています。農家はサラリーマンのように退職金がないので老後の備えのために加入してきた。旧制度で脱退一時金を受け取ったがそのまま積み残していれば年金が倍だったかもと笑顔で話されました。農業者年金は農家にとってとてもいい制度なので若い農家に勧めていきたいとおっしゃっていました。